

## 住宅扶助等代理納付事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第37条の2の規定による措置（以下「代理納付」という。）のうち、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助を行う場合の保護金品のうち共益費（以下「住宅扶助等」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象世帯)

第2条 代理納付の対象は、住宅扶助等を受給する全ての世帯とする。ただし、特別な事情により代理納付とすべきでない世帯はこの限りでない。

### (納付先等)

第3条 代理納付の納付先は、土地・住宅の貸主又は貸主から委託を受ける等により正当な権限をもって住宅扶助等を徴収する事業者（以下「貸主等」という。）とする。

2 代理納付による支払方法は、口座振替とする。

### (代理納付の手続)

第4条 各区社会援護課長（中央区及び若葉区においては社会援護第一課長及び社会援護第二課長。以下「社会援護課長」という。）は、代理納付を行おうとするときは、第2条に規定する対象世帯の世帯主から同意書（様式第1号）を徴取し、代理納付を行うこと及び貸主等に生活保護受給についての情報を提供することについての同意を得るものとする。

2 社会援護課長は、同意書を徴取することができなかつた場合においても、特に代理納付の必要があると認めるときは、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日付け社援保発第0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の2により、代理納付を行うことができる。

3 社会援護課長は、代理納付を行おうとするときは、貸主等に対し、様式第2号により振込先等の確認を行うものとする。ただし、貸主等で、振込先等が明らかな場合においては、この限りでない。

4 社会援護課長は、貸主等に対し、様式第2号の2の「2 代理納付された

金品の返還に関する事項等」に記載の内容について説明した上で、同様式を徴取するものとする。

#### (代理納付の決定)

第5条 社会援護課長は、前条に規定する手続が終了したときは、内容を審査の上、代理納付の可否を決定し、対象世帯に対しては保護（変更）決定通知書（千葉市生活保護法施行細則第25号様式）により、貸主等に対しては様式第3号及び様式第3号の2により、これを通知しなければならない。

2 前項の通知は、前条に規定する手続が終了した日から30日以内に行わなければならない。

#### (代理納付の変更及び中止)

第6条 社会援護課長は、貸主等から様式第4号の提出を受けたときは、速やかに代理納付の変更の可否を決定し、対象世帯に対しては保護（変更）決定通知書により、貸主等に対しては様式第5号及び様式第5号の2により、これを通知しなければならない。

2 社会援護課長は、対象世帯の転居、収入認定額の増加等により代理納付の中止を決定したときは、速やかに、対象世帯に対しては保護（変更）決定通知書により、貸主等に対しては様式第6号及び様式第6号の2により、これを通知しなければならない。

#### (一時扶助の代理納付)

第7条 住宅扶助のための保護金品に係る代理納付は、一時扶助の支給においても行うことができる。

2 社会援護課長は、前項の場合においては、一時扶助の申請があった日から14日以内に、対象世帯に対しては保護（変更）決定通知書により、貸主等に対しては様式第7号により、これを通知しなければならない。

#### (過払い金の返還)

第8条 社会援護課長は、生活保護の停止・廃止・変更等により、既に代理納付を行った住宅扶助等の全部又は一部が過払いになった場合には、貸主等に対して納付書等を送付し、返還を求めるものとする。

#### (住宅確保要配慮者に対する措置等)

第9条 社会援護課長は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に

関する法律（平成19年法律第112号。以下この条において「住宅セーフティネット法」という。）第21条第1項の通知を受けたときは、当該通知に係る被保護入居者（同項に規定する被保護入居者のことをいう。以下同じ。）に対し、代理納付その他の法による保護の目的を達成するために必要な措置を講ずる必要があるかどうかを判断するため、速やかに、当該被保護入居者の状況の把握その他当該通知に係る事実について確認をするための措置を講ずるものとする。

2 社会援護課長は、前項の措置の結果を、住宅セーフティネット法第21条第1項の通知を行った者に対し、様式第8号により通知するものとする。ただし、代理納付を実施する必要があると判断した場合であっても、当該被保護入居者が、同項の通知を行った者に対して生活保護を受給していることについての情報を提供することについて同意をしなかったときで、第4条第2項の代理納付を行うことができるときに当たらないときは、対象となる被保護者が存在しない又は個人情報保護のため対象となる被保護者の存在の有無を明らかにできない旨の通知をするものとする。

3 第1項の措置の結果、代理納付を実施する必要があると判断したとき（前項ただし書きの場合を除く。）は、代理納付の手続について、第4条の規定を適用し、代理納付の決定について、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「貸主等に対しては様式第3号及び様式第3号の2」とあるのは「貸主等に対しては様式第3号、様式第3号の2及び様式第8号」と読み替えるものとする。

#### （委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、住宅扶助等の代理納付に関し必要な事項は、保護課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年8月11日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年1月23日から施行する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。